

報第2号

公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の認可について

緊急を要したため、別紙の公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限について認可したので、報告するとともに、承認を求める。

平成24年5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限

区		分	金 額
授 業 料	美術学部生及び音楽学部生	年 額	535,800 ^円
		前期及び後期の各期	267,900
	大 学 院 生	年 額	535,800
		前期及び後期の各期	267,900
	委 託 生	年 額	535,800
		前期及び後期の各期	267,900
科 目 等 履 修 生 及 び 聴 講 生			1 単位につき 14,400
入 学 考 査 料	美 術 学 部 生 及 び 音 楽 学 部 生		17,000
	大 学 院 生		17,000
入 学 料	美術学部生及び音楽学部生	市 内 出 身 者	282,000
		市 外 出 身 者	482,000
	大 学 院 生	市 内 出 身 者	282,000
		市 外 出 身 者	482,000
	委 託 生		84,600
	科 目 等 履 修 生 及 び 聴 講 生		28,200
学 位 審 査 手 数 料			1 件につき 57,000
証 明 手 数 料			1 件につき 350

備考1 市内出身者の欄は入学の日1年以前から引き続き本市の区域内に住所を有する者について、市外出身者の欄はその他の者について、それぞれ適用する。

2 「前期」とは4月1日から9月30日までを、「後期」とは10月1日から翌年3月31日までをいう。